

平成22年8月20日

情報政策課

(ダイヤル) 0742-34-4722

「奈良市情報化推進計画基本計画」の施行について

奈良市では、市民サービスの向上と行財政改革の推進を目的として、「奈良市情報化推進計画基本計画」を策定しました。情報化の推進を主な目的とする計画の策定は、奈良市においては、はじめてとなります。

昨年8月に学識経験者等からなる奈良市情報化推進懇話会を設置し、以来6回の会議を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、計画案の検討を重ね、本年2月12日に懇話会から提言をいただきました。奈良市では、この提言に基づき、本年7月に「奈良市情報化推進計画基本計画」をまとめました。

1. 目的

本市において、これまで様々な情報システムの導入や情報基盤整備、情報セキュリティ対策など情報化に取り組んでまいりましたが、情報化を進める際には、目標を設定して計画的に情報通信基盤を整備し、情報システムを導入することが重要となります。この度、市民サービスの向上と行財政改革の推進を目的として、「奈良市情報化推進計画基本計画」(以下、「基本計画」という)をまとめました。

本計画では「地域情報化と行政情報化の総合的な取り組み」、「情報通信基盤整備から利活用の時代へ」、「利用者の視点に立ったICTへ」を3つの理念として掲げ、情報化の推進を効果的・効率的に図るためICTを利活用していくことを目標としています。

2. 構成

第1章 情報化推進計画の概要

- 1.1 計画策定の背景
- 1.2 計画の位置づけ
- 1.3 施策展開の理念
- 1.4 計画期間

第2章 情報化の現状と施策検討の方向性

- 2.1 国および県の動向
 - 2.1.1 国(政府)の動向

- 2.1.2 国（総務省）の動向
- 2.1.3 県の動向
- 2.2 市の現状と課題
 - 2.2.1 「地域情報化」に係る現状と課題
 - 2.2.2 「行政情報化」に関する現状と課題

第3章 重点的に取り組む施策

- 3.1 施策体系
- 3.2 地域情報化に係る施策
 - 3.2.1 地域の情報格差の解消
 - 3.2.2 市民への情報発信
 - 3.2.3 行政手続のオンライン化の推進
 - 3.2.4 社会教育における情報化の推進
 - 3.2.5 ICTを利活用した防災・減災対策
- 3.3 行政情報化に関する施策
 - 3.3.1 情報システム・ネットワークの最適化
 - 3.3.2 業務の効率化・高度化

第4章 計画の推進にあたって

- 4.1 情報化推進体制の整備
 - 4.1.1 ITガバナンスの強化
 - 4.1.2 人材の育成
 - 4.1.3 NPO・大学・企業との連携の推進
 - 4.1.4 県および県内市町村との連携
- 4.2 情報セキュリティ対策の強化

3. 各章の要点

- 第1章 「基本計画」を策定するにあたっての背景や理念、位置づけおよび期間を明らかにし、計画の全体像を示しています。
- 第2章 これまでの情報化の現状と今後展開していく施策の検討の方向性について示しています。
- 第3章 本市の情報化の推進を具体化するために重点的に取り組む施策を示しています。
- 第4章 本市の情報化の推進を具体化するための推進体制など、本「基本計画」の実効性を確保するための方策を示しています。

4. 概 要

近年、パソコンや携帯電話に代表される情報通信技術（ICT）は社会に深く浸透し、日常生活や社会経済にとって欠かせないものとなっています。本市においても、情報化の推進を効果的・効率的に図るため ICT を利活用して

いくことを目標としています。ICT を利活用して効果的・効率的な情報化施策を実現するには、全体を見渡した総合的な施策立案や意思決定を行う必要があります。

本市では、これまで取り組んできた様々な情報化により、業務の正確性・効率性を飛躍的に向上させ、現在では市の業務を支える不可欠な基盤となっています。その一方で、これまで情報化を進める際には、業務ごとに導入・管理されていたため、各システム間の連携・利活用の拡大による市民サービスの向上、それにとまなう費用対効果等効率的な運営が困難でした。

今後このような従来の仕組みではなく、庁内全体を見渡して管理する新たな仕組みが必要となります。

これらのことから「基本計画」においては、まず、その全体像を示し、これまでの情報化の現状と今後展開していく施策の検討の方向性について示した上で、重点的に取り組む施策と情報化の推進を具体化するための情報化推進体制の整備について説明しています。

5 . 今後の取り組みについて

「基本計画」を具体的に実施ベースに移し、効率的な情報化を進めます。

そのため、情報化推進体制については、副市長をC I O（情報化統括責任者）とし、外部から任用したC I O補佐官の位置を明確にし、権限を付与する規則などの改正を行い、10月から進めてまいります。

また、情報システムの新規案件に関わる評価制度を創設し、情報システムの新規案件に関して、企画、計画、開発、事後の4段階で評価を行います。これにより、情報システムの新規導入に関する予算要求について、企画、計画段階において承認されていることが必要となるようルール化し、効果的・効率的に情報化の推進に取り組めます。